

2003(平成15)年12月17日

田川市長
伊藤信勝殿

田川市行政改革推進委員会
会長 森山 沾一

「田川市第4次行政改革大綱の策定」について(中間答申)

平成15年8月12日に本委員会に諮問された、「田川市第4次行政改革大綱の策定」について、意見をまとめましたので、ここに答申いたします。

答 申 書

～ 田川はもっと良くなれるはず・そのための 41 提言～

2003（平成 15）年 12 月 17 日

田川市行政改革推進委員会

目次

はじめに	1
行政改革の基本的事項	3
1 今後の市財政運営のあり方と行財政改革の方策	3
改革の具体的方策	4
1 民間活力の推進	4
2 受益者負担の公平性の確保	4
3 組織・機構の見直し、再編	12
4 定員管理・給与制度	13
5 学校教育・社会教育	15
6 職員の意識改革と人材育成	17
7 市民と行政のパートナーシップの推進	21
8 経費の節減合理化等財政の健全化	22
改革の時期	26
おわりに	28

はじめに

2001（平成13）年策定の本市第4次総合計画では、「21世紀の循環型社会における人口5万人規模のゆたかな市づくり」が描かれている。また、現在の市政は「温故創新・5つの改革」によって推進されようとしている。

本市では、特に1988（昭和63）年の第2次、1996（平成8）年の第3次行政改革大綱や職員自身の改革提言が、財政危機意識のもとに出されてきた。しかしながら、それらのうち多くが実施・実現されずに先送りされてきた状況がある。

地方自治体の活力・住みやすさは、人口の多少のみではかられるわけではない。その点、田川市は山紫水明の自然環境にあり、近代化の推進力となってきた石炭産業やセメントに関連する産業・文化だけでなく、古代から永々と続く歴史、産業、文化があり、多様な可能性（ポテンシャルティ）を備えている。例えば、中世・近世からの穀倉地帯としての農業、400年前に渡来した窯業、セメント産業、食品産業など全国に発信できる産業がある。歴史的・文化的遺産も数多い。地理的にも鉄道が網の目に走り、福岡・北九州両都市との三角点に位置し、空港との関係においても発展可能性を持つ。田川はもっと良くなれるはずである。

ところが、このような田川市の魅力は発現されていないばかりか「20万人都市規模の公共施設、10万人規模の行政機構、そして人口54,000人」といわれる状況と「優れた人材がいるにもかかわらず、発揮できない・研修されない人事システムと行政・市民意識」がある。こうした行政・市民意識が、旧産炭地となって以降、形成されてきたことを我々は当事者として率直に自己批判すべきである。そして、この現状への危機意識を行政・市民が共有し、夢と希望の展望へと転換を図るべきである。本来、田川の人々は働き者である。炭坑画家山本作兵衛の絵などには、多くの働く人々の姿が登場する。

地方分権・市町村合併が現実化する局面が来ている時、思い切った発想の転換による行財政構造の抜本的改革をさらに推し進めていくことと、行政・市民による“危機と希望”の共有化が必要不可欠である。田川発展の大きな核である福岡県立大学も2学部体制が実現し、地域貢献・地域連携活動にも進展が見られている。

こうした時、行財政の抜本的改革の視点は以下の内容で要約される。

- (1) 資源や文化や人財を活かす活性化に向けての改革であり、単なる削減、経済効率のみではない公正を理念としたものであること。
- (2) 行政職員、市民の意識改革を図るためにも自己点検・自己評価システム、研修システムを確立し、市民ボランティア、NPO、民間活力と行政の協働関係（パートナーシップ）の導入と情報公開を行う方向性。
- (3) 行政と市民、議会や民間産業が協働関係（パートナーシップ）を保ち、循環型社会の中で、いきいきと希望を語り合え、住みやすいまちづくり実現の方向性。

こうした理念や方向性のもとに、私たち田川市行政改革推進委員会は5回に及ぶ全体会議を行うとともに、専門的に調査・検討を図るべく、財政再建改革部会、行政機構改革部

会、教育・人材育成部会からなる3つの部会を設置し、各々3～6回にわたり集中的に議論を重ねてきたところである。

今回の答申は、中間答申と言うべく来年度以降の実施に向けた短期的なものが中心であるが、各界・各層市民の皆様からの忌憚なき意見を頂くとともに行政の最高責任者としての市長に答申するものである。

行政改革の基本的事項

1 今後の市行財政運営のあり方と行財政改革の方策

今後の市行財政運営のあり方を論議する時、我々がきちっと認識していなければならないことは、歳入面では基本となる市税収入の見通しはどうか、国と地方を通じた収入の動向はどうかということである。また、歳出面では歳入面の動向把握の中でどのような歳出構造を構築していかなければならないか、という歳入歳出両面の対応策に果敢に取り組んでいくかという行動が重要である。

そして、なおかつ重要なことは全ての石炭関係諸法が失効した中で、田川市が生き残り、活性化を生み出していくための目標としなければならない基本的な心構え、発想の転換、それは「自立共助の精神」である。

今までは、旧産炭地田川を取り巻く制度的な支援措置に乗っかり、甘えてきた面があったことは否めない実態である。この依存体質から脱却して「真の自立共助の精神」を確立することであると考え。そしてそこからしか新しい田川は生まれないと、市民一丸で認識した時、夏目漱石『草枕』の言葉を借りれば「そこに詩が生まれて絵ができる」。我々はこの発想に立脚しなければならないと考える。

まず、市の歳入面では田川地域はわが国全体の経済低迷の状況下の中で地域産業の活性化は困難さがあり、そのため地域経済の進展も大きな期待は持てない現状である。しかもこの状況は一朝一夕、短期日に回復できる見通しは薄い。そのような市域経済の下では、市民の所得は伸び悩み、個人や企業を含め市税収入の伸びは期待できない。

さらに、地方分権体制を目指す国、地方の政治体制の変革に伴う地方財政のあるべき姿として「三位一体の改革」に関する地方分権改革推進会議の議論の推移をみても、地方交付税の縮減、国庫補助負担金の削減、税源の委譲渋りなど地方財源確保の見通しは暗く、期待できる状況ではない。

次に、歳出面で、このような市を取り巻く財源環境の中で歳出執行を行っていくためにはどうするのかの課題がある。また、1992(平成4)年度末に138億円あった基金は2002(平成14)年度末では62億円に減少しており、もはやこの62億円では通常予算の財源として使える額としては心もとなく少ないという認識を持たねばなるまい。

上記歳入面で述べた財源環境で歳出予算を編成するには、歳出予算の規模を圧縮しなければ収支バランスの取れた予算編成は不可能であることを心に銘記すべきである。我々はそこに至った時「自立共助の精神」に立脚した構想に自らが立ち向かう必然性を認識するのである。

その構想が市民の納得が得られる公正で効率的かつ論理的な歳出経費削減策としての行財政改革であると考え。

その意味における市の行財政改革は市歳出経費全般にわたって各般個々の内容について、

経費の内容と行政効果を徹底的に分析検討をして削減項目と削減額を把握する必要がある。

改革の具体的方策

1 民間活力の推進

提言1 事務事業の民営化、民間委託化を提言する

次の市の公共事務事業に係る管理運営は、非効率的でかつ無駄があり、そのための財政負担が大きいことから、その経営管理を活性化する創意工夫を行うとともに、民営化又は民間委託化を検討しなければならないものとして提言する。

(民営化、民間委託について検討すべき公共施設)

長寿園、保育所、児童センター、文化センター、青少年文化ホール、石炭資料館、美術館、市民会館、図書館、総合体育館、こがねが丘陸上競技場、武道館、市民球場、市民プール、弓道場等

これらの事務事業の民営化、民間委託化の論議・検討を行うに当たっては、できないものがあれば、なぜ、できないかを明確にすべきである。

また、優先順位をつけ、2004(平成16)年3月までに誰が、どのように、いつまでに実施するかなどの実施計画を立てるべきである。

2 受益者負担の公平性の確立

提言2 補助金、負担金、報償費の見直し是正を提言する

負担金及び補助金について、削減又は皆減の対象とするものは、各課において、相手方と協議ができたものとする。残項目については、中期・長期とする。

なお、消防組合負担金は、早急に協議すべきである。

(1) 負 担 金

次に類する負担金は削減の対象としない

各種議長会、市長会、助役会、収入役会、教育長会の負担金

関係法律、同関係条例、市独自の条例に基づく負担金

各種の協議会、連盟、団体及びこれらに類するもので、現に活動しており田川市に利益が具体的に反映できている必要・必須の負担金

一部事務組合及びそれに類する義務的組織体の負担金(消防組合負担金は、5頁参照)

その他、内容によりその効果が大きくて削減できない負担金

次に類する負担金は削減又は皆減の対象とする

市独自の任意による負担金

関係法律、同条例、独自の市条例に基づく各種の協議会、連盟、団体及びこれらに類するものであっても、その活動成果が過ぎたものや、すでに一定の役割を果たし、もはや必要性が薄く、その効果や利益還元度合が少なく薄い負担金

その他その内容により削減又は皆減できる負担金

削減の検討をすべきものの例又はこれらに類するもの

- ・ 田川市・下田川地区下水道対策協議会負担金
- ・ 福岡県公立小中学校長人権・同和教育研究会負担金
- ・ 福岡県小学校長会負担金（1/2 削減）
- ・ 福岡県中学校長会負担金（1/2 削減）
- ・ 福岡県小学教頭会負担金（1/2 削減）
- ・ 福岡県中学教頭会負担金（1/2 削減） 等

皆減の検討をすべきものの例又はこれらに類するもの

- ・ 西日本政経懇話会負担金
- ・ 地方自治情報センター負担金
- ・ 行政システム共同開発協議会負担金
- ・ H I T A C ユーザー研究会負担金
- ・ 白鳥団地企業誘致促進協議会負担金
- ・ 福岡県ゆとりある住まいづくり協議会負担金
- ・ 県シルバー人材センター連合会賛助会負担金 等

消防組合負担金のあり方について提言する

1970(昭和45)年4月1日に福岡県田川地区消防組合を設立した。その設立に先立ち、組合立常備消防の経費負担をどのようにするかということについて福岡県田川地区組合立常備消防設立に関する協定書が1970(昭和45)年3月28日に定められた。

その協定書は、組合立常備消防に要する経費は市町村とも政令指定に伴う地方交付税の増額分をそれぞれ負担するという協定内容である。

したがって、その経費の負担割合は設立時の1970(昭和45)年4月1日以来2003(平成15)年度末まで実に34年間、各協定期間それぞれ負担率に若干の相違はあっても、田川市が政令指定に伴う地方交付税の当該年度の消防基準財政需要額の92%~97%、町村が同じく政令指定に伴う地方交付税の当該年度の消防基準財政需要額の55%~60%の割合で負担がそれぞれに行われてきた。

しかしながら、田川地区消防組合が設立された1970(昭和45)年から2003(平成15)年までの実に34年の経過の中で炭鉱閉山による地域経済の疲弊を負ってきた。しかし、田川地区市町村はそれぞれの地域環境状況にあって、必至に地域発展に向かって果敢に

取り組み努力してきた。

地域経済の疲弊がもたらしたダメージは重く、市町村の経済財政は低迷して伸び悩み、1市9カ町村は全て健全な状態とはいえないような実態であろう。

また、田川地区消防組合の各般の消防業務の役割と効果についても、管下各地域に分署を配置し、消防業務の緊急発生に備え、かつ対応するとともに火災などの発生予防や啓発に努力してきている。それが効果と受益をもたらしていることは市町村住民の知るところである。

田川地区消防組合を構成する1市9カ町村はそのような状況下にあつて、34有余年の長期にわたり田川地区消防組合の経費負担割合について市が92%～97%で町村が55%～60%という負担割合は、あまりにも不公平と言わざるを得ないと判断するものである。

そのような経費負担のあり方は、消防組合設立にあたって消防組合経営の安定と9カ町村財政の激変を緩和するための手立てであったとは言え、その期間は常識的には設立時から20年ないし25年(1/4世紀)で一応の区切りをつけるべきであったと判断される。

上記の考察理由により2004(平成16)年度より田川地区消防組合の経費負担割合は関係市町村間で概ね同率の負担割合にて分賦すべきことを提言する。

(2) 補 助 金

次に類する補助金は削減の対象としない

関係法律、同関係条例並びに市独自の条例に基づく補助金

各種の協議会、連盟、団体及びこれらに類するもので、現に活動中でその活動の効果が田川市に具体的な利益が反映できている必要、必須な補助金

その他その内容により、その効果が大きくて削減などできないと考えられる補助金
次に類する補助金は削減又は皆減の対象とする

市の任意による補助金

関係法律、同条例、及び市独自の条例に基づく各種の協議会、連盟、団体及びこれらに類するものであつても、その活動が最盛期を過ぎたもの、すでに一定の役割を果たし、もはや必要性が薄くその効果、利益還元度合が少なく薄い補助金

その他その内容により、削減又は皆減できる補助金

削減の検討をすべきものの例又はこれらに類するもの

- ・ 議会政務調査費交付金
- ・ ふれあい福祉総合相談事業補助金(1/2削減)
- ・ 小地域ネットワークづくり推進事業補助金(1/2削減)
- ・ 住宅改造助成事業(1/2削減)

- ・練成大会参加費
- ・地域活動活性化協議会補助金・・・この補助金については、地域活動の実績を報告し、その活動状況と成果を評価し、適切、有効と判断された場合に翌年度の事業計画を申請し承認を得る仕組みとする（実績評価主義）
皆減の検討をすべきものの例又はこれらに類するもの
- ・田川市区長会補助金
- ・田川市たばこ組合補助金
- ・部落解放同盟田川市協議会補助金
- ・部落解放同盟田川市民共闘会議補助金
- ・地区施設運営費補助金

(3) 報 償 費

報償費は大部分が市独自の任意によるものである。したがって、この行財政改革に臨み大幅な削減の見直しと皆減、廃止について英断をもって取り組まねばならないところである。その中でも特に厳しく抜本的な見直しを要するものは次のとおりである。

英展賞金（5年間中断）

開就、特開事業就労者見舞金

生活廃水対策指導員謝礼

猪国地区環境保全委員会委員謝礼

その他全項目について大幅な削減又は皆減の見直しを行う

区長、組長、中間連絡員の手当の見直し是正を提言する

田川市においては、区長、組長、中間連絡員の手当として年間40,869千円（平成14年度決算）を支払っている。区長の手当については、1992（平成4）年度では6,919千円であったが、1993（平成5）年度からは19,672千円となり、前年度に対し概ね3倍程度のアップに改定された。

また、その際に組長の手当については、従前のおりで額の改定はなかった。田川市の区長の業務としては、概ね次のとおりであると考えられる。

- ・住民を対象とする連絡事項の伝達、各種文書の配布及び収集
- ・市の依頼する業務や諸行事への協力
- ・赤い羽根共同募金の取りまとめ
- ・防犯協会負担金の徴収

組長の業務としては概ね次のとおりであると考えられる。

- ・上記区長の業務について、必要なものを各世帯に伝達し、配布し、収集する。
- ・市広報の各世帯への配布
- ・その他市や区の行事等について、その目的達成のために組員と共に協力体制を作り

協力する。

区長の業務、組長の業務の実行について、多くは夫々の業務が双方に連携し合って達成されるものである。その意味において、各区の仕事は正に区長と組長の連携プレイによって成就するものであり、両者は一体のものであること。

また、市には地域活動の活性化を図るため、8中学校区ごとの活性化協議会に対し、一括して地域活動活性化補助金を交付している。この補助金は校区地域内の公民館活動、青少年育成活動、老人福祉活動、健康づくり活動等々について、地域内の区、公民館、その他夫々の会が一体となって、その地域の活性化を推進しており、各校区ともに活性化の効果を上げているところであること。

このような上記の実態に鑑みて、区をより一層活性化するためにもこの手当 40,869 千円は、区長、組長、中間連絡員に対し、個別に支給する取り扱いを止めて、地域活動活性化補助金の例を参考にした新しい発想により両者の一体性がより効率的に発揮できるとともに、行政改革による経費削減の趣旨と相俟って次の方策とする。

- (1) 区の活動、区長手当、組長手当、中間連絡員手当等を一括して、夫々の区に対し区の活動費として補助する。
- (2) 区の活動費補助金の額は、一世帯あたり 1,000 円以内を基礎額として、各区毎に当該区の世帯数分を交付する。
- (3) 当該区の活動費補助金の用途は、先ず区全体の活動費として、次に区長の活動手当として、組長の活動手当として、中間連絡員の活動手当として配分する。配分については、各区において区長と組長と中間連絡員がこの補助金は当該区の活動費補助金であるという趣旨の下に、十分な協議を行い自主的に配分を行う。
- (4) その場合、区長、組長、中間連絡員の活動手当の額を決めるに当たって、区内地域の公民館長、公民館主事については、従前から市からの手当はなく、無報酬であり全くのボランティアである。公民館長と公民館主事の業務の繁忙さは、区長や組長のそれとは比にならない程であることは各区長、各組長のよく知るところであろう。市から見て区全体として、地域の活性化は片や区と、片や公民館の両柱が相俟って活動をし合った時に本当の活性化が成就するものである。従って、区長、組長、中間連絡員の活動手当の額は、同じ区内の公民館長や公民館主事に対する無報酬制との間のバランスに配慮すべきであることを提言する。
- (5) その他事項
 - ・区に対する活動費補助金であることから、今後は、区や組への未加入市民に対しても市の広報紙、市からの各種の文書等は配布するものであること。そのことにより未加入市民に対し区や組への加入を促す努力をする。
 - ・今回新たな改革により、従前の田川市区長会活動費補助金は廃止することとす

る。なお、今後この区長会が存続する場合は区長会の会員としての会費は、この新たな区の活動費補助金の中から負担すべきものである。

・区における中間連絡員は、当初は炭住地区などの大世帯数の区で市政だよりを処理するために当該区長が任意に置いたものであり、現状では相当数の区に置かれている。また、中間連絡員については、市と区の間では何らその位置づけはない。

したがって、中間連絡員が当初置かれた事情により、今後なお、区に置くことについては夫々の区の任意制にしてはどうか。その場合中間連絡員の位置づけについて市と区の間で検討すべきである。

・市としても小さな区、小さな組は統廃合などにより、適正規模に合体して、区や組の活動がより効率的にかつより活性化ができるよう手立てを講ずべきである。

・区長の業務のうち、「市の依頼する業務や諸行事への協力」については、地域住民が自主的に解決する方向で対応し、市としても区長への依頼業務を見直すべきである。

敬老祝金の支給の見直しを提言する

敬老祝金の支給については、現行は75歳以上の高齢者全員に夫々の年齢区分ごとに一定の額の祝金を支給して、その額は、28,196千円（平成15年度決算）に及んでいる。この方法で継続すれば、年々に高齢者の数も増加し、その支給額も増加していくことになる。将来に向って年々長寿社会になっていき高齢者が増えていく状況下においては高齢者全員に支給する方法は廃止することとして、日本古来の人生の節目として用いられている年齢に対し敬老の祝福をすることに改めてはどうか。その場合の年齢と、その年齢の祝金として望ましいと考えられる案は次のとおりである。

喜寿	77歳	6,000円（605人）	6,000円×605人＝	3,630千円
米寿	88歳	10,000円（211人）	10,000円×211人＝	2,110千円
白寿	99歳	20,000円（9人）	20,000円×9人＝	180千円
100歳以上		30,000円（19人）	30,000円×19人＝	570千円
				<u>6,490千円</u>

老人数は2003（平成15）年度実績

以上、負担金、補助金、報償費について改革の基本的な考え方と削減又は皆減を要する端的な項目を例示した。この改革の基本的な考え方と例示項目に沿って改革をされたい。

この3項目のうち、特に負担金と補助金については項目も非常に多く、その内容も複雑多岐にわたっていることから、その一つひとつについて論議を重ね、検討していくことは相当に時間を要することから、次の方策により改革を進めることを提言する。

かつて田川市が財政再建団体の適用を受けた時（昭和 30 年～35 年の 5 年間）と同様にその全項目について財政課ベースで各課とヒアリングを行い削減又は皆減の処理をする。その場合項目の内容により財政課と担当課の間で削減又は皆減の調整がつかない場合は、その項目について財政再建改革部会と協議・検討する。

の方法が困難な内容項目については、一律に 10%～20%の削減を行う。

提言 3 就労事業見舞金の廃止を提言する

この見舞金は、市の任意による見舞金である。同様の生活保護見舞金も再来年度の 2005（平成 17）年度から廃止することとしていることから、本件見舞金についても同年度から廃止すべきである。

提言 4 住宅使用料（政策家賃）の見直し是正を提言する

(1)田川市には三井鉱山田川鉱業所に勤務する従業員のための住宅として炭鉱従業員住宅が所在した。その炭坑住宅（以下、炭住という。）は、三井鉱山田川鉱業所の発展とともに概ね大正時代から建築され、その戸数は 1972（昭和 47）年 12 月現在で 6,130 戸に及んだ。三井田川鉱業所の閉山後、三井不動産会社を設立して、その炭住を賃貸住宅として管理したが、一層老朽化が進み、社会問題化してきた。市はこの現状に対処するために住環境整備と産炭地振興のまちづくり政策と位置づけ、炭住を市の公営住宅として改良していくことが、1973（昭和 48）年度に決定され、その要改良計画戸数は 6,130 戸のうち、4,097 戸と計画決定された。

以来、住宅地区改良法の適用を受けて 1973（昭和 48）年度から改良住宅の建設が始まり現在に至っている。要改良計画戸数 4,097 戸のうち、完成済 3,803 戸、2003（平成 15）年 11 月完成 102 戸、残計画未着工分 192 戸等が現時点における状況である。

(2)その際、炭住改良事業により建設された公営住宅の家賃の額をどのように定めるのが大きな問題となった。公営住宅として建設した改良住宅は、当然に住宅地区改良法に基づく家賃が課せられる。その家賃は、当時概ね 1 万円程度であった。それについて炭住住民は当時その木造炭住の家賃が 2 千円～3 千円であったため、新しい改良住宅家賃との格差が大きく、低所得者が多かった炭住住民との間で家賃の調整がつかず、炭住改良事業そのもの中止にさえ及ぶような状況にもなった。また、年々老朽化する住環境を改善整備するまちづくり事業であっても、居住者の同意が無くして建設すべきものではないことを踏まえて、十分な協議を重ねていった。

そのような論議を経て、最終的には、「劣悪な住環境を改善整備することが民生の安定に資する」として居住戸数全体を画一的に建設することとし、家賃については居住者の家賃格差を緩和するために、居住者に対し特別に政策的な家賃を設定する趣旨で政策家賃なるものが生まれた。

なお、この政策家賃の適用は、田川市市営住宅管理条例施行規則により一代限りとした。

また、政策家賃を導入する際に、要改良計画全戸数を完成させた場合、将来に向かってこの政策家賃をもって改良住宅の管理経営にかかる収支は均衡するの否かについての十分な試算検討が行われたかどうかは定かではなく、またそれらの試算資料も見当たらない。

- (3) 政策家賃の額については、住宅地区改良法に基づく家賃限度額の概ね 30%～50%の額で決定している。この率は、30%から徐々に 50%に近づけるという意図であったが、最近では、建設費が高くなったため家賃限度額が上昇した。しかしながら、政策家賃を概ね同額に保つためにはこの率を上げない状況となっていることから、一般家賃と政策家賃の差は一層乖離していくこととなる。

このようにして算出された政策家賃と一般家賃との格差による差額は、2002(平成14)年度単年度決算で改良住宅入居済み戸数 3,803 戸についてみれば、386 百万円となっており、1973(昭和48)年度から 2002(平成14)年度までのその格差の累計額では、概ね 58 億円という大きな額となっている。

また、特に今後改良住宅築後の年数が経つに伴い、維持修繕費は一層増大していき、このような家賃の格差をなお維持していくならば、改良住宅約 4,000 戸の維持管理の収支は相当額の赤字になっていくことは明らかである。

1973(昭和48)年当時政策家賃を取らざるを得なかった理由はあってもこの不公平な実態について全市民の理解と納得が得られるであろうか。

市政全般にわたる不公平な実態、無駄な実態、事務事業の非効率的な実態等々を一掃し、簡素にして効率的なかつ福祉もサービスも行き届いた田川市を創造するための一大改革が必要である。

既に政策家賃は 1973(昭和48)年以来、30年間続いている。政策家賃による家賃格差をこのままなお続行することは、田川市財政破綻の大きな要因の一つになることは必至である。今こそ田川市民は、自立共助の精神に立ち返って、公営住宅は国の低家賃政策であり、その住宅に低家賃で居住できる受益を実感し、公営住宅としての本来の家賃で住むことの公平性とその家賃支払いの義務を理解しなければならないのではないだろうか。

ここで「政策家賃は一代限りの適用」という取り扱いは、政策家賃導入時の改良住宅居住者と市との間に交わされた約束であると考えられるが、上記に述べた一大行政改革の趣旨に照らし、改良住宅居住者の理解が得られるように市としても最善の努力をしなければならないことは当然である。

- (4) 政策家賃是正後の家賃は、公営住宅法に基づく家賃算出のしくみにより全ての入居者に公平で、入居者の所得に応じた家賃の額が適用され、まさに適正な公営住宅の管理経営が確保されることを確信する。その場合、政策家賃から公営住宅法に基づく家賃への移行は、入居者の家計の激変緩和のためにも幾年間かの逡増方式によることも配慮すべ

きである。

(附言)

「政策家賃は一代限りの適用」ということは、田川市市営住宅管理条例施行規則に規定されているが、このことは改良住宅入居者と市との間に交わされた契約と同じ効力を有するものであり、契約違反ではないか。したがって、政策家賃の入居者としては、同意できるものではないという意見もある。

提言5 市税等の滞納額処理と徹底完納について提言する

- (1) 市税については、全ての市税滞納金について一定年間の徴収計画と徴収方策(合法的措置)を立てて滞納金ゼロを目標とする。
徴収率については、現年度分は97%を確保し、過年度分は100%を目標に法的措置を講じる。
- (2) 住宅家賃の滞納については、公営住宅に入居している住民は全て公営住宅入居という受益を享受していることに鑑み、厳しい徴収計画を立て、併せて法的措置も講じながら、一定年間で滞納金ゼロを目標に正常な形にする。
- (3) 同和資金による住宅新築資金の滞納については、(2)と同じように資金を借りて住宅新築、住宅改修、宅地取得の受益を享受していることに鑑み、厳しい徴収計画を立て、併せて法的措置も講じながら、一定年間で滞納金ゼロを目標に正常な形にする。
- (4) 水道料金の滞納については、(2)、(3)と同じように飲料水の供給という人間の生活にとって最も重大にして基本的な受益を享受していることに鑑み、厳しい徴収計画を立て、併せて法的措置も講じながら、一定年間で滞納金ゼロを目標に正常な形にする。
- (5) 滞納整理については、コンピュータシステム(携帯端末)を導入して、迅速かつ効率的に行うべきである。

3 組織・機構の見直し、再編

提言6 1課2係を原則として、課係を統廃合し名称を含めた抜本的な見直しを提言する

現在の機構については、以下の状態が見られる。これらを勘案しながら職員や市民に元気がでる、課・係のシステムや名称に見直すべきである。

- (1) 機能していないと思われるもの
- (2) 実効性が薄いもの
- (3) 経済的効率の悪いもの

提言7 各種委員及び囑託制度について提言する

- (1) 公平委員、固定資産評価審査委員、教育委員、監査委員等市長が行政を執行する上で、適材適所であるかどうかを検討し見直す。

(2) 提言 9 の (2) でも、嘱託制度の廃止を提案しているが、これは市職員の天下り嘱託の廃止であって、特別な知識や経験を要する業務については、期間を定めて最も適した者を雇用すべきである。

提言 8 滞納整理を担当する収納課の設置（市税等諸税及び各種使用料の一元化）を提言する

市民税、国民健康保険税、水道料金等のすべての徴収すべき諸税、諸使用料を一元化するとともに、コンピュータシステム（携帯端末）の導入、有効活用により徴収率を上げる必要がある。諸費用との相殺においても十分メリットがあるものと考えられる。また、台帳の記録、保存・照会、あるいは滞納者の絞込み、訪問先のチェック、統計や集計に至るまでの事務処理もスムーズにかつ的確に処理されると思われる。

したがって、収納課の設置とともに諸税、諸使用料の一元化、さらにはこれに連動したコンピュータシステム（携帯端末）の導入について、直ちに研究、検討を開始し、実施すべきである。

提言 9 職制について提言する

- (1) 臨時職員の雇用は、厳正な審査にもとに必要があれば規則に従い雇用する。
- (2) 天下り式嘱託制度を廃止する。
- (3) 収入役を廃止する。

(附言)

収入役の廃止については、地方自治法第 168 条第 2 項によると、市においては収入役職は必置義務の職制であることから、現行法の下では廃止は困難であるという意見もある。

また、職制については参事、参事補佐、主査、主任等、役職が氾濫している。職制をスリムにし命令系統を一本化して、風通しを良くする必要がある。将来的には係長、課長のみのシンプルなものにし、必要があれば、「参与」を置き組織全体の業務の横断的調整に当たらせる。

- (4) 部長制度を廃止する。
- (5) 参事制度を廃止する。
- (6) 参事補佐制度を廃止する。
- (7) 主査制度を廃止する。

4 定員管理・給与制度

提言 10 人件費にして 5 億円、人員にして 90 名の削減を提言する

職員定数は条例上、986名となっている。現員数は、870名である。夫々異なった環境があるにせよ、近隣都市と比較しても多い。市民からは、かなり厳しい見方をされていることは否めない。機構の改正、職制の改正及び事務分掌の見直し等を実施しながら適宜定数を削減する方法もあるが、現在の危機的状況にある財政状況を考えれば、可及的速やかに厳しく削減すべきである。第2次、第3次行革答申や職員提案でも関連して述べられているが、それは少なくとも人件費5億円(10%)削減、人員90名(10%)の削減を実施する必要がある。

人員削減による若干の住民サービスの低下が予想されるが、それは組織内の研修システム形成による職員の意識改革、横断的な人的活用により最小限に押さえる努力をしなければならない。サービス低下のデメリットと、経費節減のメリットとを客観的に正しく判断しなければならないことは言うまでもない。これを機会に行政サービスの適正な範囲について個々に議論をして、ほぼ共通の認識を持つ必要がある。

(附言)

近隣の市あるいは同規模の市の職員定数及び人件費を比較すると、人員にして90~140名、人件費にして5億円~8.5億円多いことから、提案としてその範囲を明記すべきという意見もある。

提言 11 毎年度、人事院勧告どおりに職員給与を是正することを提言する

地方公務員の給与について、その適、不適を判断するには、独自の調査機能を持たない当市にあっては、国家公務員の給与制度に倣う外はない。

国家公務員との給与比較の手立てとしては、ラスパイレス指数による比較が一般的である。当市のラスパイレス指数は国のそれを若干超えている。これは給与の基準が国家公務員通りになっていないからである。確かに、市職員の給与はこれまでの長い労使交渉の歴史の上に成り立ったものであることに違いないが、今日までの時代の背景と、今とでは大きな違いがある。

「国家公務員の給与」=「田川市職員の給与」は、職員給与をガードするラインでもある。

提言 12 職員給与基準を国家公務員の基準に是正することを提言する

- (1) 給料表を行政職 1、2 表、医療職 1,2,3 表とし渡りを廃止し、国家公務員通りとする。
- (2) 初任給、昇格、前歴換算、標準職務基準等、国家公務員通りとする。
- (3) 調整手当改正の積み残し分の是正。
- (4) 在職者調整は、職員の当該給料を超えるまでは、現給保証を原則とする。

提言 13 管理職手当、時間外勤務手当の見直しを提言する

管理職手当創設時から今日まで、時間外勤務手当との整合性については、問題になってきている。管理職手当の対象者になった途端に超過勤務をしなくなる管理職や、時間内で

の職務専念義務を怠り、時間外勤務を当然のように行う者がいる。

また、同じ管理職でも頻繁に残業がある職場と、全く残業のない職場とがあり不合理であるといった不満がある。

- (1) 時間外勤務の内容を厳正にチェックし、必要なものに対しては時間外勤務手当を支給する。(時間外勤務の多い者については、業務内容を精査する。)
- (2) 管理職手当のランク付けをする。
- (3) 時間外勤務の時間制限をする。

如何にすれば時間外勤務手当を削減できるか、国の時間外勤務手当の支給を参考に、思い切った見直しが必要である。

提言 14 特殊勤務手当の見直しを提言する

全ての特殊勤務手当について、真に特殊な勤務であるのかどうか、誰もが納得できる実情に沿っているのかどうかなどをチェックし見直すべきである。

提言 15 現物支給の見直しを提言する

実情に沿っているのかどうかなどをチェックし見直すべきである。

提言 16 勤務評定の見直しを提言する

信賞必罰、この制度がなくては誰も汗水流しては働かない。良いものは良いと称え、悪いものは良くなるように罰す。そうしてこそ、職員に本来の能力発揮と活力が生まれてくる。その為にはより正確な勤務評定が必要になってくる。

したがって、以下の通り提言する。

- (1) 第1評定者 職員自身が行う(自己点検・自己評価)
- (2) 第2評定者 係長が行う。
- (3) 第3評定者 課長が行う。
- (4) 最終調整者 人事課長及び助役がおこなう。この場合第3評定者の意見を聞く。

注) できる限り第1評定者の評定を尊重することが大事であるが、どうしても己に厳しい人、やさしい人は出てくる。それを調整するのが第2、第3の評定者の大切な仕事である。

また、評定形式を評価シートを中心に統一化する必要がある。

5 学校教育・社会教育

提言 17 教育委員の選任と教育行政の機能強化を提言する

教育行政は、教育委員会の指揮監督下のもとに行われ(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条」)、教育の結果責任は各委員の指導力に帰する。

したがって、学力検査による教育成果の検証や学校統廃合、学校給食の問題など、学校

教育の根幹に関わる課題の解決と展望は、これらの調査結果に対する確かな分析・評価・考察に基づく具体的な教育行政の方針が不可欠であり、委員会機能の強化・活性化が急務である。

提言 18 学校統廃合について審議会設置を提言する

本市の小中学校 18 校は、田川市の人口が 10 万人時代の学校数である。現在は 54,000 人で約半数であり、船尾小学校を例にとると、全校児童が 72 名であり、3 年、4 年においては児童数が 1 桁となっている。一方、鎮西小学校の全校児童は 516 名と約 7 倍にもなっている〔2003（平成 15）年度学校基本調査（基準日：平成 15 年 5 月 1 日）〕。

少子化により児童・生徒数が減少し、なお、その傾向が進んでいる中で、少数過ぎる小中学校の運営が効率的であるかという財政面と子どもたちの社会性を育てる上で少数教育が妥当であるか等の教育的観点から、小中学校の統廃合は避けて通れない重要な問題であることを先ず認識しなければならない。

教育は、人づくりの根幹であり、地域の再生と活性化の展望を開くものである。

したがって、「学校統廃合」は、財政的視点のみからでなく、教育的見地から検討を進めることが根本的な解決になる。

本市が抱える「定住人口縮小」の問題は、「交流人口の増加」を図る方向によって打開策を模索することができる。成長型社会から成熟社会に移り、教育・芸術・スポーツなどの社会的交流が進んでいる現状に鑑み、教育の充実によって、明るく生き生きとした子ども達の姿を教育情報として発信することが田川のプラス・イメージとなり、将来展望を開くことになる。

以上の観点から、小規模校のメリットとデメリットの確かな分析と評価に基づいて、既に近隣地域で実施している「学校選択制」と併せて 検討を進め、早急に結論を出す時期が到来しており、審議会を設置して早急に結論を出すべきである。

提言 19 学校給食について提言する

現在、市では小学校 10 校において自校方式の学校給食を実施しているが、学校給食においては、1 日に一食しかつからないこと、春・夏・冬の休暇及び完全週 5 日制導入による給食日数の減、施設の維持管理費等を考えると、財政的には民間委託もしくはセンター方式へ移行した方が、効率性が期待できる。

また、市においては、2002（平成 14）年度に「自校調理方式をやめて小・中学校をセンター方式（共同調理方式）にすること」を前提として、小中学校の児童生徒、保護者、教師を対象にセンター方式による中学校給食の実施についてアンケートを実施するなど、中学校給食の導入を検討した経過がある。

そこで、このアンケート結果も踏まえ、学校給食を官民で実施した場合のそれぞれの経費等を比較検討するとともに、そのデータを公表し、パブリックコメントを得、学校給食

の意義等も含め学校給食の効率的なあり方について、早急に結論を出すべきである。

提言 20 社会教育関連事業について提言する

本市は、1993（平成5）年に「生涯学習都市宣言」を行い、以来10年間「まちづくりは人づくりから」をテーマに諸活動を展開してきた。学校教育、社会教育を問わず「教育」の果たす役割は大きく、「改めて見直しを図るもの」、「更なる推進を図るもの」等、その「検証」が不可欠である。精査を厳しく行い、本市の教育活動の発展に資さねばならない。

「子ども会育成会連絡協議会」、「PTA連絡協議会」、「青少年育成連絡協議会」、「校区活性化協議会」等の10団体に対する補助金については、個々に算出の根拠と活動の実態を把握し適正化を進めるべきである。

(1) 校区活性化補助金の適性化・効率化

1998（平成10）年度から行ってきた各種団体補助金は、青少年育成市民会議、地区公民館運営活動、学校開放推進事業、校区社協活動事業、校区活動等の補助金の一括合算額である。

設立の目的は、地域活動の活性化を図り、生き甲斐のある生活を市民ひとり一人に支援することであったが、今日まで全市民的な活動に至っていない。この課題解決と設立目的を推進するため、2003（平成15）年8月に田川市地域活動活性化協議会改革推進委員会が設置され、11月に活動の効率化と適正化を図るために成果主義、実績主義を導入すべきであるとの意見書が出されている。その意見書を踏まえた上で、今後、校区活性化協議会負担金のあり方について見直すべきである。

(2) 「事業評価システム」の導入

「活力あるまちづくり」には、市民ひとり一人の意識の変革が不可欠である。従って、補助金への依存体質から脱却し、自立への意識の高揚を図るために、2004（平成16）年度から「事業評価システム」の導入が不可欠である。導入にあたっては、公平な精査と評価が求められるため、中央公民館を生涯学習課の所管にして職員一人が一校区を担当するなど、校区活動に対する指導、助言並びに実態を精査して評価の体制を整備する。

6 職員の意識改革と人材育成

1985（昭和60）年の第1次行政改革（以下「行革」と言う。）1988（昭和63）年の第2次、1996（平成8）年の第3次と、18年間に3度の行革委員会が行われた。今日まで実施に至らなかったものが、18年前の第1次の行革時のもの4件、15年前の第2次のもの1件加えて5件、7年前の第3次のものが5件、合せて10件の積み残しがある。中にはやろうと思えば明日にでもできるようなものも見当たる。なぜ実施できなかったのか。

(1) 市長以下全職員がこのままでは、近い将来財政破綻を起こすという共通の危機感を持

っていたのか。

- (2) この行革案を是非とも実施しなければならないという共通の使命感があったのか。
- (3) 答申の個別事項について職員に理解と共感が得られていたのか。
- (4) 実施に当たっての十分な分析がなされていたか。
- (5) ち密な実施計画が立てられていたか(誰が、何を、いつまでに、どのようにして)。
- (6) 実施状況をチェックする機能、機関があったか。
- (7) チェック機能に対する報告、連絡、相談が行われていたか。
- (8) 実施に至らなかった場合に、フィードバックして分析、計画、実施のサイクルで検討されていたか。

先ず、その理由及び原因を率直に検証し、今度の行革の推進に生かしてもらいたい。

また、職員の提案書では100項目を超える提案がなされている。経費の節減から行政のあり方に至るまで、幅広い貴重な提案である。職員が今やらなければと言う危機感を持って考え、提案したものだと思われる。これらを取り上げられた形跡が見えない。これらの提案を必要度、緊急度に応じ整理、選別して計画し、実施すべきではなかったか。行革の答申よりも、むしろ職員提案を重視すべきであったのではないかと考える。

これらを決定する権限を持った者、即ち、市の上層部に責任の大半はあると言っても過言ではない。したがって、以下の通り提言する。

提言 21 行革推進本部及び検討委員会の構成員について提言する

今回の行革の推進については、市長の強力なリーダーシップと田川市の将来に危機感を抱き、「今やらなければ」という使命感を、そして皆で力を合せようと言う連帯感を持ったスタッフで構成すべきである。特に、改革担当部課長は本委員会が提言した答申の提言内容を実現すべく具体的方策を策定すべきである。

なお、部課長が策定する改革の具体的方策は部課長の評価に資するものであること。

提言 22 全職員や市民に行革の趣旨、目的及び具体的内容を周知し、理解と協力を得ることを提言する

従前からのトップダウン型あるいは管理部門主導型のための強制的な手法では、抜本的な改革は望めない。全職員が同じ方向を向いて、同じ歩調で進むことが肝要である。

「今、誰が(どこが)何を、いつまでに、どのように、行革をやっています」などと庁内報で広報し、研修を行い職員全員で共通の認識にたって行革を共有する意識がなくてはならない。

提言 23 清掃事業について提言する

清掃事業の民営化問題はこれまでにあらゆる機会を通じ議論されてきたものと思われる。地方自治経営協会の資料によると、清掃職員の一人あたりごみ収集量は民間の959tに比較

すると、直営は477tと2分の1程度に留まっていることに問題があると指摘されている。

田川市では、鹿児島県鹿屋市（直営）など先進都市の実情調査を行い合理化に取り組んできた。清掃業務の民営化が叫ばれている昨今の現状を認識し、現場職員は極めて厳しい危機意識を持って、自ら合理化を積極的に推し進めるべきである。

また、分別収集の見直しについては、現在検討されているが、市民に理解と協力を求めながら分別数を増やし、リサイクルできるもの及び生ごみ処理についてもしかるべき措置を行い、収集量を削減させることも併せて検討するよう提言する。

したがって、民営化はその結果を正しく評価しながら、考慮すべきである。

提言 24 全職員にアンケートをとることを提言する

次の内容でアンケートを実施すること。

(1) 職員の意識調査（無記名）

(2) 事務量の調査（記名）

各人が担当する一つひとつの業務について、従前からの惰性を捨て、なぜ、この業務が必要なのか、その存在意義を考え「無理、無駄、ムラ」はないか、しかもそれら業務が納得できるものかどうか。

係単位では、職員間の業務量のアンバランスはないか、業務の繁期、閑期をしっかりと把握できているか。そのような時間帯がある場合も同様である。係内においては、常に相互に応援できる合意と体制はできているか。

課単位では、係間のバランスと相互応援体制はできているか。予算効率の悪い、受益者が少ない所謂、行政効果のない、又は少ない事務事業はないか。

他課と重複して行っている事務事業はないか。

組織のセクションをこえて、職員の弾力的活用即ち応援協力体制ができているか。

本来、田川市が行うべきでない事務事業を行っていないか。

「類似団体が行っているから」、又は「他の市町村がやっているから」といったような根拠のない業務はないか。

「市民の適正なニーズ」に応える業務を行っているか。

今のあなたの業務は、手一杯か、余裕があるか。

提言 25 市民にアンケートをとることを提言する

本委員会の最終答申に向けたパブリックコメントをとるため、次の内容でアンケートを実施すること。

市民の、田川市の現状認識の程度（財政状況、行政改革、合併問題など）

市政についての関心度（福祉、教育、失業就職、商工業振興、公共事業など）

市役所（市職員）についての印象（接客態度、能率、公平、給与など）

市民が市に対して何を一番望んでいるか。

市民が市に対してどのような貢献ができるか。

提言 26 口座振替未実施の職員の取扱いの是正について提言する

どんな理由があるにしても、そのために特別な手間を要する支払事務は、許されるべきではない。但し、特殊な理由（給与の差し押さえなど）による場合はその限りにあらずとする。

提言 27 職員研修について提言する

田川市職員の研修については、研修規程によるところであるが、これら研修科目は知識を習得することに重点がおかれ十分とは言えない。現在は多様化した行財政の執行にあたり民間の経営手法を取り入れるなど、新しい試みが求められており、優良企業への入社研修や講師を招聘した宿泊研修等外部研修と併せて、職員の改革意識の向上や活力の涵養などを主眼に置いた研修を積極的に行う必要がある。

特に、人材活性化、行政改革に向けた研修システムの確立は重要である。

提言 28 人材育成について提言する

自ら行動する市政への変革を行うためには、市政を担う職員と市民が協働してまちづくりを行うことが必要となる。そこで人的資源の開発を積極的に進め、自ら考え実践する人材を育成することが必要である。以下は具体的提案を示したものである。

- (1) 情報の共有を図ることにより現下の厳しい状況を認識させ、職員一人ひとりの意識改革を図り、人材育成について特に力を入れること。また、市民及び企業との問題意識の共有を図るため、全職員に対して担当地区制を導入し、率先して地域活動への参加を促すこと。
- (2) 能力主義、成果重視の人事評価制度を全職員に例外なく適用するとともに、各課の業務量の適正把握に努めることにより、適材適所の人員配置を図り、事務の執行体制を確立すること。
- (3) 人は職場環境の影響を強く受けることから、特に管理職の研修制度の充実を図ること。
- (4) 人は自分が納得して自分の意思で動いたときに素晴らしい力を発揮できることから、職員の士気を低下させることがないように、現場でのOJT（職場内教育）や市独自の職員研修、自主研究グループへの支援等を実施し、労働生産性を高める意識付けを行うこと。
- (5) 新しい視点、目標思考と成果志向をもって行政運営を進めていくためにも、PDCAマネジメントサイクルを活用した行政評価システムを導入し、これを全事務事業に適用すること。これにより無駄な事業を排除できる。

提言 29 特集広報やホームページについて提言する

田川市の財政の現状は、まさに危機的状態にあり、人件費をはじめ諸経費の節減などの内部努力だけでは真の財政再建はできない。このことは広く市民に知らせ、市民の理解と協力を得なければならない。この破綻寸前の財政状況を正しく、しかも判りやすく、特集を組んで広報すべきである。今までのように単に数字の羅列のみではなく、正しい説明と解析を判りやすく図示すべきである。今から実施しようとしている行財政改革についても広く知らせる必要がある。また、クイズやパズルあるいは子供向けのページなど、趣向を凝らして市民が親しみの持てる広報紙やホームページにしなければならない。

広報にあたっては、常に問題意識を持たねばならず、財政問題に限らず、農業問題にしても、商店街の活性化にしても特集を組む心構えが必要である。広報紙は、行政側からの一方通行ではあっても、市政と市民をつなぐ唯一の掛け橋であり、情報公開の場でもある。単なるお知らせ的な回覧版であってはならず、絶えず市民の反応に耳を傾ける必要がある。

7 市民と行政のパートナーシップの推進

提言 30 市民参画の実践について提言する

市民参画を実践するには、職員自らがサービスの質の向上に努めることはもちろんのこと、住民自治の原点でもある自治区単位を基本とした職員の地域担当制を導入し自らが地域の一員となって地域に関わり、市民と行政のパートナーシップのもとに、地域連携・地域再生を図るべきである。

さらには、自然保護・環境づくりや人権のまちづくりなどの活動をパートナーシップのもとに、市の活性化に向けて推進すべきである。

提言 31 透明性の高い行財政運営を提言する

行財政運営の透明性を確保するためには、積極的な情報公開と説明責任が必要不可欠となる。その中核機能として位置づけられる行政評価システムは、事務事業の目的、費用対効果、市民への貢献度等を明確にするものである。こういったツールを活用し、ホームページ、広報紙等により、行政情報の公表・公開の徹底を図ることが重要である。

また、適正かつ効率的な行財政運営を確保するうえでは、外部監査制度の導入が必要不可欠である。

提言 32 外部評価機関（チェック機関）の設置を提言する

行財政改革等をスムーズに実現するには、外からの力を借りて行うことも必要である。したがって、次のことを提言する。

- (1) 行政改革推進委員会等の審議会にチェック機能を持たせるとともに、市はその委員会に課題の進捗状況等を報告するものとする。
- (2) 委員会等は市にその都度、助言、指導を行えるものとする。

提言 33 企業と行政の連携による地域の活性化について提言する

(1) 市には全国的にも通用するような優秀な企業があるにもかかわらず、それらの企業と行政が連携し、全国的に情報発信を行う体制がとられていない。そこで、企業と行政が人事交流等を行い、互いの現状や課題を認識し、互いの能力を高め、企業と連携して田川を全国に発信すべきである。

また、福岡県立大学などのインターンシップ受け入れを行う必要もある。

さらに、企業の認知度を高めるために、ホームページ及び広報等を活用した企業紹介及び田川企業マップの作成等を実施すべきである。そうすることで、市民や行政職員が自信を持つことにつながる。

(2) 地域の活性化を図るためには、地域に根付いた企業の育成が重要である。そのためには地場企業への支援はもちろんのこと、多種多様な企業が進出しやすいように現行の田川市工場等誘致条例を見直すことで、企業誘致の促進、新産業の創出等を図るべきである。また、地域内での起業家を育成するために起業人育成講座等も実施すべきである。

8 経費の節減合理化等財政の健全化

提言 34 市有地の積極的な処分を実施して市財政に貢献させることを提言する

(1) 市有地可処分資産は、夫々の課で相当数(面積)が管理されていると考えられる。この行政改革を機にその全容の正確な把握を依頼しているところである。この可処分資産は年次計画により有効適切に積極的に処分すべきである。

(2) 田川市には炭鉱閉山後、石炭関係諸法により、炭鉱離職者のための就労事業が制度化され、それらの事業により多くの工場団地が造成された。そのうち企業誘致などによる工場団地として使用されたが、まだまだ相当量の面積が空地として残っている。

空地の状況は、	白鳥工業団地 4 区画	192,200 m ² (地域振興整備公団所有地)
	望岳台団地 8 区画	164,400 m ²
	高住台団地 2 区画	11,993 m ²
	日通工跡地	42,418 m ²
	昭和団地 2 区画	13,410 m ²

これらの大型工場団地について、用途変更など諸手続きを行って有効利用を図り市財政に貢献させることを考えるべきである。

提言 35 大型事業の抑制(単独事業の見直し、国庫補助負担事業の厳選)に徹底した取り組みをすべきことを提言する

本市における大型事業は、炭鉱閉山後の石炭六法による就労 3 事業や地域改善対策法に

よる同和対策事業などにより、相当量の事業が実施されてきたことは市民のよく知るところである。このことは、田川市の都市化の傾向を高め、社会資本（インフラ）の整備充実が図られてきたものであり、標準的な都市の水準に達しているものと考えられる。また、それらの大型事業を支えてきた市の財政に着目すると、市財政の健全化と弾力性を評価する経常収支比率は97.7%〔2002（平成14）年度決算〕で、もはや市財政破綻の寸前であり、財政に弾力性はなく、硬直化していると判断される状況にある。そして、尚かつ市財政の健全性を保つためのカンフル剤の役割を果たす財政調整基金も底をついた状況にあって、田川市が大型事業を実施する財政的余裕はない。このような諸般の財政環境を直視するとき、今、田川市は大型事業の実施は自らが抑制することを認識しなければならないと考えられる。

また、大型事業を実施する場合、その財源として必ず起債を借り入れることとなるが、現在、市の起債残高は概ね350億円であり、県下政令市を除く21市では実に6番目に多く、この起債の元利償還額も多額であり、これ以上、公債費を増やすことは厳しく回避しなければならない。したがって、田川市が徹底した大型事業抑制策を取らなければならないことは必然の理である。

特に、炭住改良事業については、残事業未着工分の建設は中止すべきである。その未着工分は市の全公営住宅の中で対応すべきである。

提言 36 田川市立病院について提言する

市立病院の経営について、院長を中心に抜本的に種々検討がなされている。病院の改革は緊急を要する課題であるが、病院内部の改革推進は尊重すべきである。

また、病院の機能、経営状態等について外部の専門機関に経営診断、分析を依頼するとともに、本委員会が協力、助言、指導を行いながら、できる限り早期に病院経営の健全化に向け結論を出すべきである。

提言 37 諸経費の節約を提言する

(1) 諸用紙類について

コンピューターの導入により諸事務がスピード化され、能率が上がった。ところが、諸用紙類が無駄に使われごみの山になるのが通例である。田川市においてこのような事実はないか、裏紙などが利用されているかなど、職員一人ひとりがチェックする。

(2) 電灯について

部屋を明るくする。そのために窓際にキャビネットなど物を置かない。各階において、隣の課との仕切りにキャビネットなどを置いているが、当面、中の書類を整理整頓し、ここ数年使っていない書類は、他の場所に移しキャビネットを少なくして見通しを良くし部屋を明るくする。

書類の整理は、田川市文書規程及び帳票管理規程により処理されていると思うが、こ

れら規程を見直し不必要な書類は短い期間で廃棄する。

少なくとも5年以上の保存期間のある書類は、フロッピーに記録する等の処理を行い書類の小型化を進め、キャビネットを部屋から撤去する。そうすることにより昼間の電灯はいらなくなる。当面は不必要な電灯は細かく消灯する。

(3) 事務用品について

事務用品の無駄を省くため、筆記用具、消しゴム、カッター等事務用品は個人負担とし、毎月使用する事務用品費として定額を支給する。特殊な用品用具は備品として購入し管理する。

(4) 公用車について

全ての公用車を廃止し、リースに替える。現在支出している車両に関わる諸費用(強制、任意保険料を含む)より安くなると思われる。

(5) 物品購入について

市が行っている物品の購入については、かなり高額で購入している。田川市内の業者を育成しなければならないが、甘えた関係ではいけない。いかなる業者にも対抗できる力をつけさせるためにも、広く見積もりを徴すべきであり、より安いものを購入すべきである。

提言 38 委託料の見直し是正を提言する

(1) 全会計の全委託料について内容により次の種別に分けた。

C ; 各施設の管理業務で管理業務センターなどで集中管理ができるもの(事例)

施設建物の清掃、警備、便所、浄化槽等の清掃
施設や公園、庭園等の樹木の剪定、草刈
各種行事跡の会場の片付け、清掃
障害者のホームヘルプサービス事業、市営河川の浚渫

等の委託業務で
これらに類する
もの

S ; 特定の業務の委託(事例)

青少年の国内及び海外研修事業、白地地域建物実態調査
道路台帳補正業務、まつり in 田川開催業務
鉱害復旧工事建物事後調査業務、在宅当番医制業務
妊婦乳幼児健康診査業務、短期一日人間ドック健診業務

等の委託業務
でこれらに類
するもの

L ; 特殊専門知識や資格免許(ライセンス)が必要な業務の委託(事例)

市防災行政無線保守業務、自家用電気工作物保安管理業務
システム開発業務やパンチ業務、農村環境整備設計業務
開就・特開事業等多くの事業の測量、設計業務

等の委託業務で
これらに類する

その他 ; 委託などしないで担当課で実施できる業務

老人医療費通知業務、館内解説業務(石炭資料館)

等の委託業務で
これらに類する
もの

(2) 全会計の委託料の集計

(単位；千円)

分類別 会 計	C：分類	S：分類	L：分類	その他分類	合 計 (百万円)
一般会計	622,947	273,286	335,397	5,804	1,237
国保会計	420	1,059	26,056		28
老保会計		6,229	34,622		41
休日救急会計	1,383	4,065			5
市立病院会計	148,245	246,175	158,483	3,600	557
水道会計			34,814		35
合 計	772,995	530,814	589,372	9,404	1,903

主な委託料

委託事業名	金額（千円）	所管
[一般会計]		
保守委託	57,302	情報政策課
システム開発委託	32,858	情報政策課
臨鈺ポンプ管理委託	19,793	農政課
住宅管理公社管理事務委託	315,666	建築住宅課
福祉センター運営費委託	44,975	高齢障害課
在宅介護支援センター運営委託	51,096	高齢障害課
配食サービス事業委託	24,862	高齢障害課
[市立病院会計]		
医事業務委託	94,135	市立病院
介護業務委託	72,312	市立病院
物品管理業務委託	26,549	市立病院
中央材料室滅菌業務委託	38,097	市立病院

(3) 委託料の改革方策

分類Cに属する課題は、民間による業務管理センター（仮称）を設立して、そこに集中管理させることにより、10%～20%の節減ができる。

分類S，Lに属する課題は、当該課のワーキンググループが当該課の委託料の内容

に精通していることから、それらの職員に改革方策を立案させ、その案について財政再建改革部会と協議・検討をする。

その場合、一つ一つの課題について基本的には廃止又は削減の改善策を検討する。

委託料の上記個別問題点の検討事項についても と同様の取り扱いとする。

各種委託料で毎年度継続している委託事務事業については、その内容と金額が適正であるかどうかの見直しを行い、毎年度、適切な内容と金額で契約を実施すること。水道料金の徴収について、徴収委託を廃止して、原則全戸を口座振替にする。

提言 39 市長など特別職 4 役の報酬の見直し是正を提言する

今回の行政改革推進委員会で推進委員全員提起の改革すべき課題として、先ず、人材活性化、人件費削減が提案された。提言 11、13、14 においても職員については、給料は人事院勧告通りに直ちに修正すべきであり、諸手当もその不合理性を直ちに是正すべきであると改革の提案がなされており、そのように改革されることは必至である。

市長など特別職 4 役の給与についても当然に職員と同様の削減改革がなされるべきであることを提言する。

このことについては、特別職等報酬審議会において厳正にして慎重な改革討議を願いたい。

提言 40 市長交際費について提言する

社会の進展に伴い、民間においても官公庁においても、夫々がその活動の目的を達成するために行う契約などあらゆる社会行為に対して国民や住民は、常に厳しい目でそれらの社会行為を観察し追及する姿勢が確立されてきていると考えられる。そのような社会において、各般のトップの座に居る者がその場合特に官公庁において、その座の者が多額の金銭を用いて事に処する必要性は疎になってきたであろうとともに自らもそのような処理策を抑制すべきではないだろうか。

今後このような傾向は一層強くなっていくであろう社会において、市長の交際費も時代の流れに沿って必要最小限度の額に削減すべきであることを提言する。

提言 41 入札制度改革について提言する

2001(平成 13)年 4 月 1 日施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」によれば、公共工事の入札・契約に関して、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」「適正な施行の確保」の 4 点を基本に適正化を図っていかなければならないとされており、全国の自治体でその取り組みが行われている。入札制度改革を行った横須賀市においては、1997(平成 9)年度の平均落札率 95.7%が 1999(平成 11)年度には 85.6%に急落し、かなりの成果をあげている。

そこで、平均落札率の高い本市(約 97%)においても、その落札率を下げ事業費の節減

を図るため、全ての工事について、特定の業者だけが参加できる「指名競争入札制度」を改め、より多くの業者が参加し健全な業者間競争を促進する「条件付き一般競争入札制度」とすべきである。また、事務の効率化等を図るためにも、電子入札制度の導入についても早急に検討すべきであることを提言する。

改革の時期

上記のとおり、各種行政課題における提言を行ったところであるが、改革の提言とともに改革の時期を明確にすることが必要不可欠であると言える。

そこで、本委員会では、慎重に審議を重ねてきた結果、改革の時期を短期〔直ちに実施するもので、2004（平成 16）年度予算に反映するもの〕、中期〔2005（平成 17）年 3 月までに実施するもの、実施可能なもの〕、長期〔2006（平成 18）年 7 月までに実施するもの、実施可能なもの〕の 3 つに分類し、次のとおり明示することとする。

したがって、これに沿った集中的な取り組みをお願いするものである。

行政改革の時期

	内 容	改革時期		
		短期	中期	長期
1	民間活力の推進			
	提言 1 事務事業の民営化、民間委託化			
2	受益者負担の公平性の確立			
	提言 2 補助金、負担金、報償費の見直し是正			
	提言 3 就労事業見舞金の廃止			
	提言 4 住宅使用料(政策家賃)の見直し是正			
	提言 5 市税等の滞納額処理と徹底完納			
3	組織・機構の見直し			
	提言 6 1課2係を原則として課係を統廃合し名称を含めた抜本的な見直し			
	提言 7 各種委員及び嘱託制度の見直し			
	提言 8 滞納整理を担当する収納課の設置(市税等諸税及び各種使用料の一元化)			
	提言 9 職制の見直し			
4	定員管理・給与制度			
	提言10 人件費5億円、人員90名の削減			
	提言11 人事院勧告どおりの職員給与の是正			
	提言12 職員給与の国家公務員基準への是正			
	提言13 管理職手当、時間外勤務手当の見直し			
	提言14 特殊勤務手当の見直し			
	提言15 現物支給の見直し			
提言16 勤務評価の見直し				
5	学校教育・社会教育			
	提言17 教育委員の選任と教育行政の機能強化			
	提言18 学校統廃合についての審議会設置			
	提言19 学校給食			
	提言20 社会教育関連事業			
6	職員の意識改革と人材育成			
	提言21 行革推進本部及び検討委員会の構成員			
	提言22 全職員、市民への行革の趣旨、目的及び具体的内容の周知と理解・協力			
	提言23 清掃事業			
	提言24 全職員へのアンケート			
	提言25 市民へのアンケート			
	提言26 口座振替未実施の職員の取り扱い是正			
	提言27 職員研修システムの確立			
	提言28 人材育成			
	提言29 特集広報、ホームページ			
7	市民と行政のパートナーシップの推進			
	提言30 市民参画システムの推進			
	提言31 透明性の高い行財政運営の確保			
	提言32 外部評価機関(チェック機関)の設置			
	提言33 企業と行政の連携による地域の活性化			
8	経費の節減合理化等財政の健全化			
	提言34 市有地の積極的な処分			
	提言35 大型事業の抑制			
	提言36 田川市立病院			
	提言37 諸経費の節約			
	提言38 委託料の見直し是正			
	提言39 市長など特別職4役の報酬の見直し是正			
提言40 市長交際費の見直し				
	提言41 入札制度改革			

おわりに

本市の将来を展望したとき、社会・経済情勢はきわめて不透明で流動的ではあるが、今回の答申の内容が具体的な成果として反映されることを期待している。そのことにより、本市が活力と希望に満ちたまち“田川”に再生されることを確信している。田川はもっと良くなれるはずなのである。そのためにも本答申の市民への公開とパブリックコメントを取る必要がある。そして、この41提言の進捗状況の評価を2004（平成16）年度末を目処に行うことを提言する。

今後とも、行政改革推進に向けた慎重かつ大胆な審議と実行を継続する必要性を訴えて中間答申を終了する。

田川市行政改革推進委員会の審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成15年8月12日	・行財政改革の趣旨と田川市の行政改革の現状について説明
第2回	平成15年9月8日	・行政改革推進委員会の進め方について検討 ・財政再建改革部会、行政機構改革部会、教育・人材育成部会の3部会の設置
第3回	平成15年10月16日	・各部会からの中間報告
第4回	平成15年11月10日	・各部会からの報告と意見の集約
第5回	平成15年12月11日	・答申書確認

各部会の審議経過

財政再建改革部会

第1回 9月22日
改革の柱（課題）の設定

第2回 10月9日
改革の柱について検討

第3回 10月24日
課題について討議

第4回 10月27日
課題について討議

第5回 10月31日
課題について討議

第6回 12月4日
課題について討議

行政機構改革部会

第1回 9月25日
改革の柱（課題）の設定

第2回 10月4日
課題について討議

第3回 10月29日
課題について討議

教育・人材育成部会

第1回 9月27日
改革の柱（課題）の設定

第2回 10月15日
課題について討議

第3回 10月20日
課題について討議

第4回 10月24日
課題について討議

第5回 11月7日
課題について討議

田川市行政改革推進委員会委員名簿

区 分		氏 名	備 考	
市政について優れた識見を有する者	学識経験者・専門家	森 山 沾 一	福岡県立大学・大学院教授、生涯福祉研究センター長	
		大久保 倫 子	税理士	
	有識者	企業関係	公 門 光 男	カメラの公光堂
			行 平 信 義	田川産業(株)
		教育関係	柏 木 只 一	福岡医健専門学校長
		医療関係	安 蕪 桂 子	元市立病院副総看護婦長
		企業・行政 経 験 者	伊 藤 元 始	市社会福祉協議会会長・元市役所課長
			笠 置 英 彦	元市役所課長・(株)赤尾建材役員
			原 晶 造	元市役所部長・(株)富士役員
			松 下 一 郎	元市役所課長・東洋新建材(株)役員
		行政経験者	赤 崎 照 義	元市役所課長
			鬼 木 坤次郎	元市役所課長
			中 野 勝 久	元市役所課長
			宮 村 貞 扶	前市収入役
		市議会議員	植 木 康 太	総務文教委員会
			笹 山 良 孝	総務文教委員会
小 林 義 憲	厚生委員会			
古 木 英 憲	厚生委員会			
岡 田 啓 助	建設経済委員会			
高 瀬 富士夫	建設経済委員会			